

旧土佐あき農業協同組合の排除措置命令取消請求訴訟について

これまでお知らせしたとおり、旧土佐あき農業協同組合（以下、「旧土佐あき農協」という）は、平成29年5月2日、東京地方裁判所に排除措置命令の取消を求めて訴訟提起し、全力を尽くしてまいりましたが、令和2年10月14日に最高裁判所から当農協の請求を退ける決定書が届きました。

本件は、当初、公正取引委員会（以下「公取委」という）が旧土佐あき農協に対し、任意で調査を開始し、各支部園芸部が旧土佐あき農協の内部組織であることを前提として排除措置命令案を發出し、意見聴取手続が行われた結果、支部園芸部は農協とは独立した外部組織であることが明らかとなり、公取委は一旦は当初の排除措置命令書案を取り下げましたが、その後、突然、各支部園芸部や土佐あき農協に対する立入検査を行い、当初と異なる排除命令案を再度發出しました。その後、二度目の意見聴取手続が行われ、旧土佐あき農協は排除措置命令を受けることとなりました。

当時、旧土佐あき農協では昔から生産者の集まりである各支部園芸部主導による集出荷場の運営（独立採算制）が行われており、公取委は、系統外出荷手数料や反当徴収金は、土佐あき農協ではなく、当時の各支部園芸部（解散済み）が定めたものであることは認めながらも、旧土佐あき農協の集出荷場を通じて、旧園芸連に出荷する共同販売のしくみであったことのみを重視して、旧土佐あき農協が系統外出荷手数料や反当徴収金を共同販売の条件としたと認定したものです。

当農協といたしましては、事実関係及び独占禁止法上の種々の法的主張を行いました。今般、裁判所においてそれらが認められなかったことは、極めて遺憾ですが、最高裁判所の決定を真摯に受け止め、当農協自らが独占禁止法のコンプライアンスの徹底を図り、これまで以上に組合員の皆様のため事業活動に邁進する所存です。

尚、違反状態は、排除命令書発出時には既に解消されていることが認定されていることを申し添えます。

令和2年10月16日

高知県農業協同組合

代表理事組合長 武政盛博